令和８年度当初予算編成方針

Ⅰ　予算編成基本方針

１　現状について

（１）当市を取り巻く環境について

昨今の景気の状況は、内閣府がまとめた本年９月の月例経済報告において、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される」としながらも、「米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、景気の下振れリスクには留意が必要である。」としています。また、本年９月に公表された新潟県の経済動向によれば、県内経済の概況は、「原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直している。」としています。

国政では、令和７年６月１３日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」において、「今日より明日はよくなる」と実感できる社会の実現に向け、政府として「賃上げを起点とした成長型経済の実現」を目指すとしています。「賃上げこそが成長戦略の要」であり、「持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で１％程度の実質賃金上昇を定着させる」としつつ、足元の物価高については「あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く」としています。

また、人口減少下における持続可能な経済社会の構築に向けて、「かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを、中長期的に持続可能なシステムへと転換すること」を目指すとしています。その一方で、「当面は人口・生産年齢人口が減少する」ことを正面から受け止めつつ、担い手不足や高齢化といった構造的課題に対応し、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すため、ＡＩ・デジタル技術を徹底活用して「人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていく」としています。以上のようなＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進に加え、農林水産業の構造転換による成長産業化やＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）の推進、スタートアップへの支援、防災・減災・国土強靭化の推進などに取り組み、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着を目指すとしています。

中長期的に持続可能な経済社会の実現に当たっては、金利のある世界となる中、「経済あっての財政」との考え方を堅持し、「成長と分配の好循環を拡大させる中で、歳出構造の平時化を図る」とともに、大災害や有事に備えた財政余力を確保するため、財政健全化に取り組むとしています。また、持続可能な地方行財政基盤の強化に向け、地域の担い手といった資源の不足や偏在に対応し、将来にわたり持続可能な形で行政サービスを提供していく観点から、地方の一般財源の総額を確保するとしています。

こうした国政の動向に対し、変化に取り残されることのないよう適宜適切に対応していくことが求められています。

（２）令和６年度決算について

表１は、当市の一般会計における令和６年度性質別歳出決算をまとめたものです。令和６年度の実質単年度収支（※財政調整基金の積立て・取崩しの影響を除いた収支）は３年連続の赤字となり、その赤字額は△１１．４億円と、平成１７年度の合併以降、最大の赤字となりました。大幅な赤字の要因として、歳出では、人事院勧告等に伴う人件費（職員給与費及び会計年度任用職員関連経費）の増や、大雪による維持補修費（除雪費）の増、障害者自立支援給付事業等の扶助費の増などが挙げられます。このうち、特に「人件費」と「扶助費」の伸びが顕著であり、いずれも一過性の要因ではないため、後年度においても非常に大きな財政負担となることが見込まれます。

一方の歳入では、令和５年度実質収支の悪化に伴う純繰越金の大幅な減少により、財政調整基金への積立額が大きく減少しました。表１において、歳出の決算総額は令和５年度と６年度とで７千４百万円ほどしか差がありませんが、その内訳では「人件費や扶助費等が大きく伸びた一方、基金への積立金や普通建設事業費が大きく減った」状況が読み取れます。

表１　一般会計における令和６年度性質別歳出決算（令和６年度決算概要から抜粋）

（単位：千円、％）

区　　分	本年度決算額		前年度決算額		増減額	増減率
	金　額 (A)	構成比	金　額 (B)	構成比	(A) － (B) (C)	(C) ／ (B)
1　消費的経費	35,100,598	72.5	32,765,080	67.5	2,335,518	7.1
（1）人件費	7,621,535	15.8	6,977,309	14.4	644,226	9.2
（2）物件費	6,385,231	13.2	5,767,957	11.9	617,274	10.7
（3）維持補修費	1,656,556	3.4	1,117,267	2.3	539,289	48.3
（4）扶助費	11,247,451	23.2	10,409,146	21.4	838,305	8.1
（5）補助費等	8,189,825	16.9	8,493,401	17.5	△ 303,576	△ 3.6
うち一部事務組合負担金	2,597,269	5.4	2,550,931	5.3	46,338	1.8
2　投資的経費	2,915,333	6.0	4,158,474	8.6	△ 1,243,141	△ 29.9
（1）普通建設事業	2,915,333	6.0	4,081,379	8.4	△ 1,166,046	△ 28.6
（2）災害復旧事業	0	0.0	77,095	0.2	△ 77,095	皆　減
3　公債費	4,756,028	9.8	4,877,561	10.1	△ 121,533	△ 2.5
4　積立金	1,559,588	3.2	2,690,243	5.5	△ 1,130,655	△ 42.0
5　出資金及び貸付金	358,371	0.8	380,888	0.8	△ 22,517	△ 5.9
6　繰出金	3,732,428	7.7	3,624,144	7.5	108,284	3.0
歳　出　合　計	48,422,346	100.0	48,496,390	100.0	△ 74,044	△ 0.2

（３）実質単年度収支と財政調整基金残高の推移について

当市の実質単年度収支は、２年連続で１０億円を超える赤字となりました（図１参照）。また、令和４年度からの累積赤字額は、コロナ禍による国の手厚い財政支援を受けた令和３年度の黒字額を大きく上回る規模です。

この収支不足に対応するため、令和６年度は多額の財政調整基金の取崩しを行いました。その結果、財政調整基金の令和６年度末残高は、当市の健全財政維持の目安としている３０億円を割り込みました（図２参照）。ここから令和７年度当初予算の収支不足に対応するための取崩額等を反映すると、残高は２０億円程度となり、近年では例を見ないほど基金残高が減少しています。

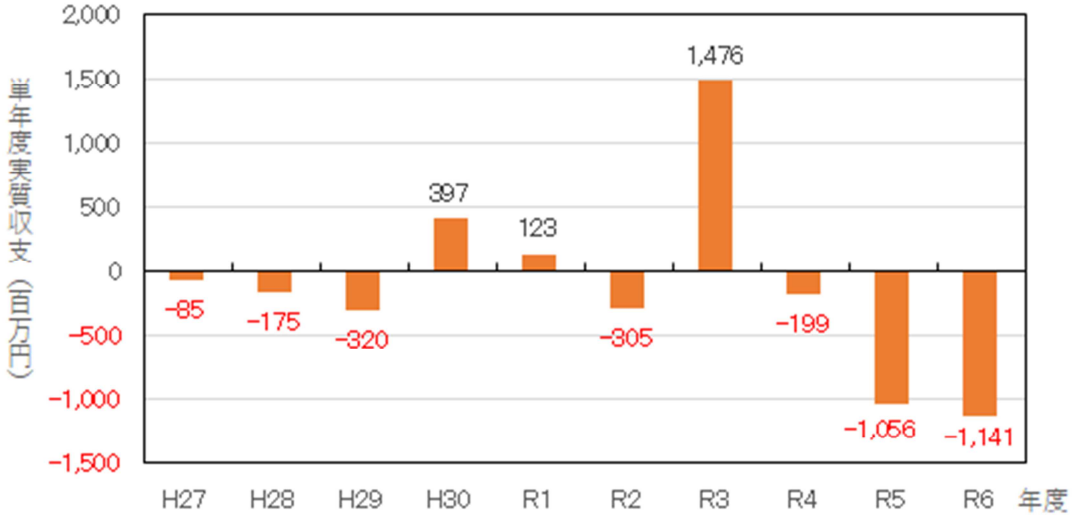

図１　実質単年度収支の推移

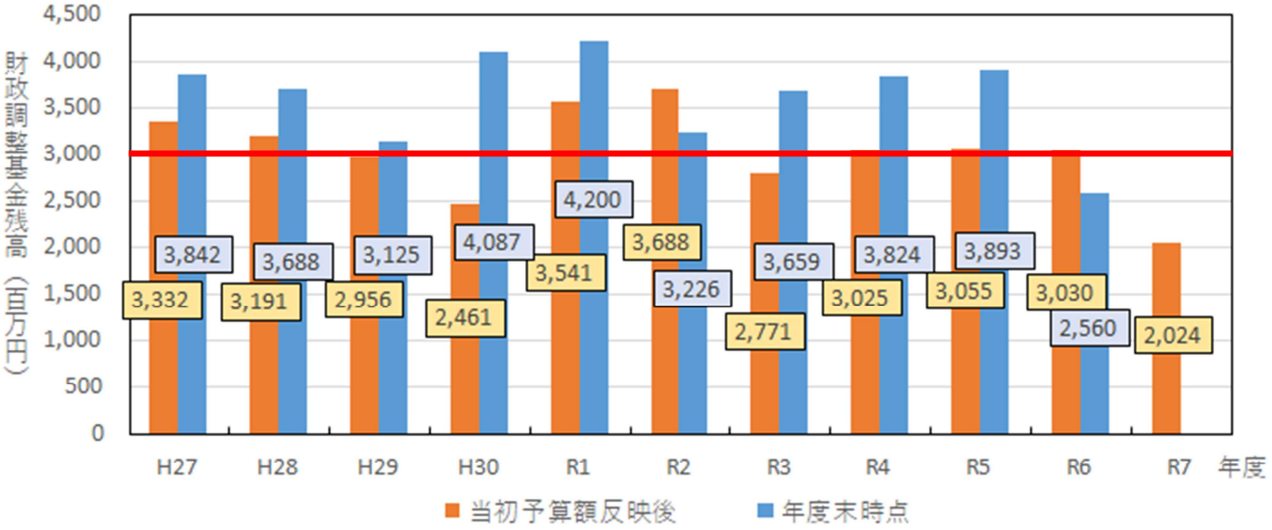

図２　財政調整基金残高（当初予算額反映後、年度末時点）の推移

※ 赤線は残高３０億円を示す。

（４）令和８年度の収支見込みと将来の見通しについて

歳出では、令和７年度の人事院勧告において、国家公務員の月給の上昇率が３４年ぶりとなる３％超の増額（＋３．６２％）と勧告されたことを受けて、当市においても人件費の大幅な増加が見込まれています。また、物価高騰や金利の上昇、あるいは老朽化が進む公共施設に対する大規模改修費用の増加、そして社会保障関連経費の増加といった影響などが見込まれており、歳出を見直さなければ、財政規模は膨らむばかりです。一方、歳入では、民間での賃上げが進んだことや食料品・生活必需品の値上げ等も相まって、地方消費税交付金等において堅調な伸びを見込むものの、国が「歳出構造の平時化を図る」としていることなどから、地方交付税などの一般財源については、物価高騰に見合うだけの大幅な増額は見込めない状況です。

加えて、財政調整基金残高の大幅な減少により、令和８年度当初予算においては、財政調整基金の活用を必要最小限とせざるを得ない状況です。目下の課題として、大雪や大規模災害にも耐えうる持続可能な健全財政を維持していくため、収支の改善によって財政調整基金残高３０億円への回復が急務です。

そして当市の人口、特に生産年齢人口は大きく減少するものと推計されており（図３参照）、これに伴う市税及び各種料金収入の減少と、それに連動する財政規模の縮小は喫緊の課題となっています。

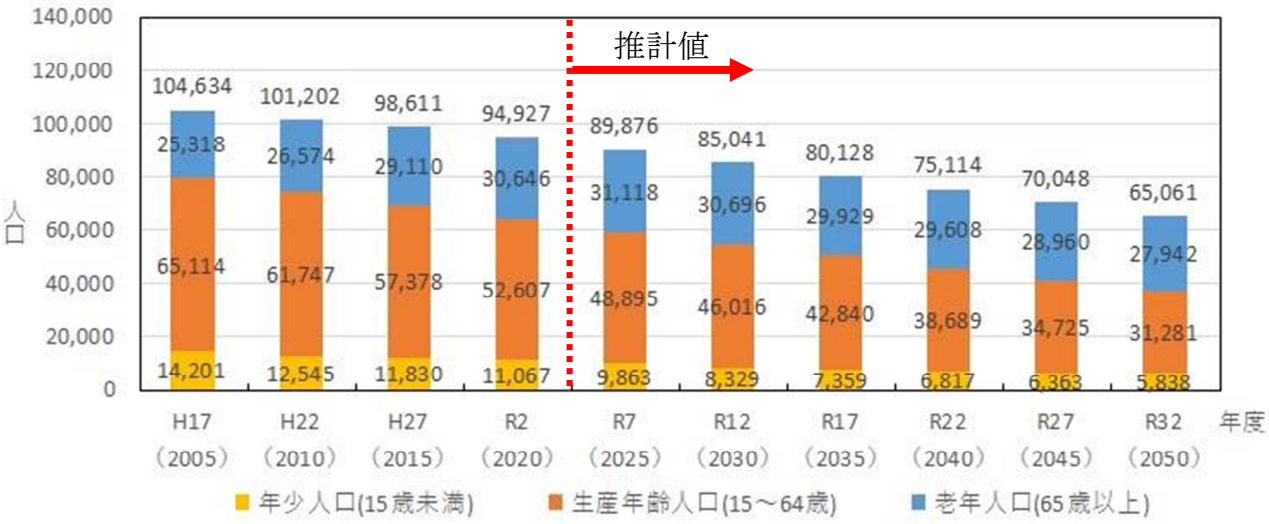

図３　当市の総人口の推移（出典：国勢調査、※１、２）

※１　令和７年（２０２５年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を記載。
※２　平成１７年から令和２年は年齢不詳者を含むため、合計と内訳の総数が一致しない。

（５）令和８年度当初予算について

以上の厳しい財政状況や将来の見通しを十分認識した上で、各種市民サービスの提供を将来にわたって維持・継続するため、持続可能な財政構造を再構築していく必要があ

ります。ただし、人口減少や人口構造の変化により、求められる市民サービスは量・質ともに変化していくことから、これまで実施してきた全ての市民サービスを、これまでと変わらずに提供し続けることは適当ではありません。当市の事務事業全般について聖域を設けることなくゼロベースで見直しを行い、収支の改善を図りつつ、減少する人口規模に見合う財政規模へと適切に縮減させていく必要があります。

一方で、「新発田市まちづくり総合計画」（以下「総合計画」という。）に掲げる将来都市像である「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」の実現に向け、重要な施策の選択肢を確保し、こども・子育て施策の充実や健康寿命の延伸、ゼロカーボンシティの実現といった、当市独自の「未来への投資」を継続していかなければなりません。「健全財政の堅持」と「未来への投資」を両立させるため、人口増加期から現在にかけて作り上げられた当市の財政構造を中長期的に持続可能な構造へと転換し、各事務事業に対する「選択と集中」の徹底を通じて、限りある予算を効率的・効果的に配分することが求められます。

２　予算編成の基本的な考え方について

（１）要求の範囲

継続的、計画的に実施する事務事業に新規事業を加えた予算額を把握するため、この通知による要求額の範囲は、通年予算を基本とした現行の制度や計画に基づく全ての経費を対象とします。年間所要額を適切に見積もることとし、国・県の制度改正若しくは補助内示に伴うもの、又は、緊急かつ重要な事業の発生に伴う経費以外の予算の補正は、原則、認めないものとします。

予算要求に当たっては、必要最小限の要求額に絞り込み、過大な見積りを行うことのないよう留意してください。特に、明細等の内容が不明確な要求は認められませんので、十分な根拠をもって積算してください。

（２）要求の区分

予算要求については、「一次要求経費」、「二次要求経費」の区分で実施します。

・一次要求経費：「人件費（固定経費）」及び「経常経費（運営経費）」
・二次要求経費：「政策経費（事業経費）」及び「特別会計に属する経費」

（３）優先度の視点

当市では、総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」を実現するため、５つの基本目標（「生活・環境」、「健康・医療・福祉」、「教育・文化」、「産業」、「市民活動・行政活動」）を掲げるとともに、まちづくりの４つの視点（「健康長寿」、「少子化対策」、「産業振興」、「教育の充実」）を踏まえ、各施策を展開していま

す。また、令和６年度に一体的見直しを行った総合計画及び「新発田市デジタル田園都市構想総合戦略」に基づき、「地方創生の実現」、「人口減少対策」、「ＤＸの推進」、「広域連携の推進」といった新たな視点や、ゼロカーボンシティの実現や食の循環によるまちづくり等の「ＳＤＧｓの推進」についても、戦略的に推進します。

令和８年度当初予算では、上記取組のほか、総合計画の行政評価結果を活用して定める「新発田市取組方針」に基づく取組や市長指示事項等を【優先度の視点】として、２（２）に示す二区分による編成を行い、令和８年１月に実施予定の市長査定を経て確定します。なお、【別枠実施】としている下記の経費については、後述するシーリング（予算の上限設定）の対象外とします。

【優先度の視点】

・新発田市まちづくり総合計画（新発田市デジタル田園都市構想総合戦略）
・新発田市取組方針
・市長指示事項等

【別枠実施】

・新発田市過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する新規提案・既存事業の拡充経費
・新発田市地球温暖化対策実行計画に係る新規提案・既存事業の拡充経費

（４）予算の重点化とマイナス５パーセントシーリングの実施

先述のとおり、令和８年度の収支は大変厳しい状況が見込まれる上、財政調整基金残高の減少が著しい状況です。今後も市民の生命と財産を守り、生活を支え、大雪や大規模災害にも耐えうる安定した財政運営を行っていくためには、収支の改善による積み増しを通じて、財政調整基金残高を早期に回復させる必要があります。そのためにも、各課等が所管する事務事業をゼロベースで見直し、持続可能な財政構造を再構築することが急務です。

以上を踏まえ、一次要求経費・二次要求経費ともに、前年度裁量経費の一般財源額を基準としたマイナス５パーセントシーリングによる予算編成を実施します。なお、前年度までシーリングの対象外経費としていた「物価高騰等に起因する燃料費及び光熱費の増」のほか、「一般会計から特別会計に繰り出す事務経費の一部」についても、シーリング対象経費に含めることとします。

令和７年８月２２日の課長会議において説明したとおり、各課等においては「現状の取組をそのまま続けていくことや、何の創意工夫も歳出削減の努力もなく新しい取組を始めることは不可能である」という認識を強く持ち、各現場からの視点や費用対効果の観点等から優先度を見極め、廃止・休止・統合・縮小する事務事業を選定した上で、予算要求に臨んでください。

３　一次要求経費の見積り方針について

（１）要求の上限

物価高騰や人件費、労務単価の上昇等の影響が収支を圧迫している状況にあることから、経常経費の要求については、事業内容や運営方法の見直し等、徹底した無駄の排除に継続して取り組むこととし、令和７年度当初予算における各課等の一般財源額に対し、マイナス５パーセントを反映した額を要求上限額とします。

前年度同様、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、一部事務組合負担金、特別会計への繰出金等（ただし、特別会計の事務経費に対する繰出金の一部を除く。）、予備費のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を要求上限額とします。

別紙「④予算編成事務要領」を参照し、資料１－１「令和８年度当初予算要求上限一覧（確認用）」で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料１－２「令和８年度当初予算要求上限一覧」及び資料２－１「令和８年度当初予算要求一覧（一次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

なお、増加経費が見込まれる場合においても、課長等のマネジメントによって、予算要求上限として示された一般財源額の範囲内で調整を図ってください。ただし、要求上限額は一次と二次の要求区分間の調整を認めることとします。

（２）経常経費の圧縮について

当市では、経常収支比率（※経常的経費に充当する経常的収入の比率で、財政の弾力性を示すもの）が上昇しており、「財政の硬直化」が進行しています。

財政の健全性を維持・向上するには、経常経費の圧縮が喫緊の課題であることから、安易に前年度と同様の積算をするのではなく、義務的な経費以外は徹底した見直しを行ってください。

（３）通年経費の見積りの徹底について

２（１）に記載のとおり、通年経費の適切な見積りを徹底してください。年度途中の予算の補正は、制度改正に伴うものや計画変更に伴うもの、災害関連に伴うもの等、真にやむを得ないもののみを対象とします。安易に補正予算に頼ることのないよう、十分注意してください。

４　二次要求経費の見積り方針について

（１）要求の上限

一次要求と同様、政策経費の要求については、令和７年度当初予算額における各課等の一般財源額に対し、マイナス５パーセントを反映した額を要求上限額とします。ただし、人件費（会計年度任用職員に係る経費を含む。）、法令による負担義務のある扶助費、特別会計への繰出金等（ただし、特別会計の事務経費に対する繰出金の一部を除く。）、公債費のほか、前年度に臨時的な経費が発生し、一時的に増加した経費がある場合は、これを控除した額を要求上限額とします。

３（１）と同様、別紙④を参照の上、資料１－１で予算要求上限額を確認してください。これらを踏まえ、資料１－２及び資料２－２「令和８年度当初予算要求一覧（二次要求経費）」を作成し、上限額の範囲内で要求してください。

（２）政策経費のゼロベースでの見直し（事務事業見直し）

政策経費については、特に２（３）及び（４）で記載した「優先度の視点」や「予算の重点化」を強く意識し、事務事業の見直しを検討してください。

また、分野横断的な事業（※新規提案を含む。）については、各課等で連携し、事業内容の整合を図った上で要求してください。

（３）経費分類別の要求基準

① 社会保障関連経費（生活保護、自立支援、介護、子育て等）は、制度改正による影響額のほか、対象者数の自然増を加算した範囲内での要求を認めることとします。その際、対象者数や単価について根拠を明確に示してください。
ただし、市単独の上乗せ事業等はこの限りではなく、シーリングの対象経費とします。制度改正の動向、他市の状況を調査し、制度そのものの経緯や継続の合理性を十分に検討した上で、自己負担額や支給基準の見直し又は事業の廃止等についても検討し、所要額を適正に見積もってください。

② 新規事業提案について

（ア）原則、「優先度の視点」や「予算の重点化」に基づいた、施策の進捗又は課題解消のために真に必要かつ計画的な取組に限定します。

（イ）財政状況に鑑み、新規事業を提案する場合は、原則、既存事業の廃止、見直しや歳入の確保を図ること等による、一般財源負担の縮減を前提とします（ただし、大規模施設整備に係る新規事業提案を除く。）。なお、今年度の提案書の様式に「統合・廃止する事務事業」と「捻出される一般財源額」の記入欄が追加されています。新規事務事業等を検討する際、単に事業費の増額による提案とせず、類似の事務事業の統合・廃止等について検討を行い、その一般財源負担の縮減効果

を数量的に明記してください。詳細は、後述する「新規事業提案に係る提案書の提出について」及び「事務事業の見直しについて」を参照してください。

（ウ）後年度負担を伴う事業については、必ず後年度負担見込額を明らかにするとともに、類似・先行事例等がある場合は比較分析し、適切な見込みであるかの検証を行ってください。

（エ）次の点についても十分留意してください。

・事業実施による効果を客観的な指標等で分析していること。

・事業実施のための財源について十分な検討がなされていること。

・他課等の事業を含め、類似の事業がないか確認していること。

5　一次・二次要求経費の共通事項について

（１）要求上限額の厳守について

先述のとおり、大変厳しい財政運営を行わなければならない状況にあることを認識し、一般財源に対する要求上限額の範囲内での要求を徹底してください。ただし、個々の事業ごとに要求額の上限を設定するものではありません。後述する「事務事業の見直しについて」の観点を踏まえ、それぞれの現場が抱える課題に対し、事業ごとに予算を増減させる等のメリハリをつけながら、市民の安心・安全、そして未来を拓く成長の原動力にどうつながるのか、といった視点から、十分に議論を尽くしてください。

事業量の増加や、臨時的な経費の発生により一時的に増加する経費がある場合についても、課長等のマネジメントにより、上限額の範囲内での要求を徹底してください。

（２）市長指示事項等の徹底について

令和７年度当初予算編成における市長査定での指示事項や財務課からの示達事項等、実施に条件が付いている事業については、その条件が達成されていることを要求の要件とします。指示等が達成できていない事業については、原則、要求を認めません（令和７年３月２６日付け財第１４１７号「令和７年度当初予算編成における市長査定の結果について」参照）。

（３）臨時的経費の節度ある要求と先送りの検討について

投資的経費や数年に一度の大額経費、２（３）で【別枠実施】とした事業等（以下「臨時的経費」という。）については、単年度の予算編成の中で調整することは適切ではないため、上記の要求上限額の対象外とします（詳細は予算編成事務要領１（１）参照）。

ただし、別枠要求となる臨時的経費についても、重要性・緊急性・計画性等の観点から内容を十分に精査し、節度ある予算要求を行ってください。大変厳しい財政運営が見込まれる上、一般財源の収支不足を調整するための財政調整基金残高が減少している中、

経常経費・臨時的経費といった区分を問わず、際限なく予算措置をすることはできません。財政調整基金残高が３０億円の水準に回復するまでの間、真にやむを得ない場合を除き、臨時的経費についても必要最低限の要求となるよう、事業費の精査を徹底してください。

また、令和８年度当初予算では、令和７年度に引き続き、例年以上に多額の普通建設事業が見込まれています。事業費を年度間で平準化する観点から、大型事業を令和９年度以降へ先送りすることも積極的に検討してください。

（４）前倒し実施事業の取扱いについて

令和６年度において、令和７年度事業を前倒しして実施した場合は、例外的に、これを令和７年度当初予算額（令和８年度要求上限額）に加算できることとします。

一方、令和７年度において、令和８年度計画事業を前倒しして措置した事業がある場合は、原則、令和８年度における更なる前倒し要求を認めないこととします。

（５）新規事業提案に係る提案書の提出について

新規事務事業等については、みらい創造課から別途通知される基準等に従って「提案書」を作成し、提出してください。また、財務課とのヒアリングの際に、写しを１部提出してください。

なお、政策判断を伴う事業については、まちづくり戦略会議での方針決定が必須です。方針決定がなされていない新規・拡充事業は予算措置ができませんので、予算編成業務の支障とならないよう、遅くとも11月中には実施の可否についてまちづくり戦略会議に諮ってください。

（６）将来負担の比較検討について

施設の新築・更新・改修や委託契約、物品等の新規購入・更新・切替えに際しては、当該年度の金額だけでなく、後年度に必要となる所要経費と財源を見込み、イニシャルコスト、ランニングコストを含めた５年間における総額により比較検討した上で要求してください。

（７）任意性のある負担金等の要求について

市に裁量（任意性）のある負担金及び補助金（以下「負担金等」という。）についても、シーリングの対象経費として扱います。実施の必要性や負担金等の額が適正であるか等、その妥当性を常に検証し、廃止を含む継続の是非を検討してください。特に、各負担金等の最終的な受益者である市民の人口が減り続けていることや、当市の令和８年度当初予算編成においてマイナス５パーセントシーリングを実施すること等を念頭に、関係団体での事業規模の適正化を促すとともに、関係団体にも応分の創意工夫を求める等、負担金等の縮小・廃止について粘り強く協議してください。

（８）不用残の削減について

予算の効率的な執行の観点から、不用残が多く生じた事務事業においては、安易に前年度同額の予算要求とせずに、聖域を設けることなく真に必要な経費を精査し、適正に必要額を見積もってください。過去３か年において継続して不用残が多い予算科目については、予算編成過程において検証します。

なお、不用残の検証や、後述する事務事業の見直しにより生み出された削減額については、まちづくりの４つの視点（健康長寿、少子化対策、産業振興及び教育の充実）に分類される各事業へ重点配分を行うほか、財政調整基金からの取崩しを可能な限り抑制するなど、一般財源の有効活用を図ることとしています。各課等でも検証を徹底し、真に必要な予算額の精査に努めてください。

６　事務事業の見直しについて

予算の重点化等を図るため、平成２８年度当初予算編成から事務事業の見直しを強化しています。引き続き、令和８年度当初予算においても取組を継続しますので、既存事業の見直しにより、予算要求上限額を厳守してください。

（１）各課等による事業見直し提案について

事務事業の見直しは、次に示す視点と手法により実施します。各課等において、ゼロベースでの抜本的な事務事業の見直しについて積極的に検討し、一般財源ベースでの事業費の削減・圧縮に努めてください。なお、該当事業は一次・二次の要求区分ごとに「事務事業見直しシート」（当初予算要求調書様式第１０号）を提出してください。

令和８年度当初予算編成においては、当該シートの提出の有無に関わらず、事務事業の見直し内容や削減・圧縮した一般財源額等についてヒアリングで確認します。各課等での見直し状況について取りまとめの上、説明できるよう準備をお願いします。

【事務事業見直しの視点】

・事業開始時に設定した終期を迎えたもの
・既に所期の目的を達成したにも関わらず、明確な理由なく継続しているもの
・おおむね３年以上実施してきたが、事業の成果等に疑問があるもの
・社会情勢の変化等により市民ニーズが低下しているもの
・類似する事務事業を新たに立ち上げた状況にあっても、既存事務事業の統廃合を行っていないもの
・所管事業の中で優先度が低いもの
・事業による受益者が少数あるいは特定の市民・団体に限られるもの（※公平性の観点から、事業を見直すことが望ましい）

・令和７年度の機構改革に伴い、重複や過剰となる事務費・事業費のほか、車両・設備・備品等で過剰が見込まれるもの

【事務事業見直しの手法（優先順位）】

事務事業の見直しは、次の手法により実施します。

① 事務事業の廃止又は統合

② 事務事業内の要素（一部）の廃止又は統合

③ 事務事業に係る経費の削減

④ 事務事業の休止

（２）懸案事項・市長指示事項及び成果検証事業について

「懸案事項・市長指示事項」及び「成果検証事業」については、令和７年７月１５日付けみらい第６９４号「令和７年度懸案事項・市長指示事項等の対応について」に従って対応してください。

（３）事業見直しに向けたスケジュールの作成について

市長指示事項等で廃止を含む事業見直しの指示があった場合において、市民周知に一定の期間を要する等の理由により、令和８年度当初からの見直しの実施が困難な場合は、市長査定において最終的な見直しまでのスケジュールを示してください。その際、必要以上の期間を設定せず、最短のものとなるよう留意してください。

７　留意すべき特定財源について

（１）ふるさとしばた応援寄附金

前年度に引き続き、ふるさとしばた応援寄附金の趣旨に合致する事業については、当該年度の寄附金を財源として活用します。充当事業については、各課等からの要求等を勘案し、予算編成過程において選定します。

（２）過疎地域持続的発展特別事業債（いわゆる「過疎債（ソフト分）」）

（１）と同様、限られた財源を有効活用するため、趣旨に合致する事業を予算編成過程において選定し、活用事業及び充当額を調整・決定します。なお、他の市債と異なり、過疎債（ソフト分）は国から発行限度額が示されているため、<u>対象事業費が増加しても活用可能額は増加しない</u>点に留意してください。

（３）特別交付税のうち「定住自立圏構想の推進に要する経費」

他の特定財源や特別交付税（以下「特交」という。）と異なり、本特交には措置上限額が設けられています。また、本特交は「連携中枢都市圏構想の推進に要する経費」に対する特交と措置上限額を共有（※対象事業費を両圏域分で合算し、同じ上限額の範囲内で措置）するものです。

令和７年度当初予算編成では措置上限額を大幅に超過する要求があり、一部の事業費について減額調整を行いました。引き続き、令和８年度当初予算編成でも対象事業費の超過が見込まれるほか、今後も「圏域全体で必要な生活機能等を確保するために実施する事業」という、制度本来の趣旨に合致した事業提案がなされる見込みです。対象事業のうち、制度本来の趣旨にそぐわない事業については、要求どおりの予算措置とならない可能性を考慮した上で事業計画を検討してください。

なお、本件に関する予算要求については、令和７年９月１日付けみらい第９０５号「定住自立圏における連携事業の取組状況等の確認及び新規連携事業の確認について」によりみらい創造課へ報告する内容と整合を図ってください。

（４）新潟県職員互助会が実施する「公益事業（地域振興助成）」

毎年、当初予算編成後に新潟県新発田地域振興局から通知される助成金であり、『県民福祉の増進に資することを目的とした地域振興事業』に対して、新潟県職員互助会が助成を行うものです。令和８年度に実施を予定している事業で、対象要件に合致するものがあれば、本助成金の活用について積極的に検討してください。

詳細は、令和７年３月２８日付けみらい第１６８４号―２「令和７年度公益事業（地域振興助成）の実施について」を参照願います。

※ 上記のうち（１）～（３）については、毎年、活用事業や充当額の見直しを行っています。いずれも確約された財源ではなく、各課等の要求時点ではシーリング達成状況の算定に影響しない財源ですので、対象事業費を過大に見込むことなく、適正な事業規模で要求するよう留意してください。

８　歳入の見積り方針について

（１）財源の確保

新規事業はもとより、既存事業においても、財源確保の意識を強く持ち、国・県等の各種補助メニューについて積極的な情報収集に努め、有利な特定財源の活用により、一般財源の削減に努めてください（資料３「令和７年度　各種事業補助率・出資金・融資制度の概要」参照）。その際に、補助メニューを最大限活用できるよう、補助対象とな

る事業費の精査はもちろんのこと、必要に応じて仕事のやり方・体制を見直して補助対象事業費を増額する等の創意工夫をお願いします。

また、特定財源は適正に見積もり、一般財源を過少に見積もることのないよう留意してください。**予算措置後に特定財源額が予算額を下回った場合は、当該特定財源額に見合った事業規模となるよう事業内容を見直し、当初予算で措置した以上の一般財源を執行しないことを原則とします**。歳出予算が措置されているからといって、財源（歳入予算）を無視した予算執行については、これを固く禁じます。やむを得ず予算執行をしなければならない場合は、財務課への事前協議を徹底してください。

（２）県財政の動向

県では、令和元年１０月に「新潟県行財政改革行動計画」を策定し、毎年度ローリングを行いながら、歳出歳入改革等の取組を進めています。特に、令和４年度決算を受け、県が起債許可団体となったことから、県の予算編成においても厳しい状況が続くと見込まれます。今後の県の動向に十分留意し、積極的な財源確保に努めてください。

特に、県単独の補助事業については、直近の交付状況を適正に予算へ反映するとともに、事業の継続・見直しの動向を適切に把握してください。**県の事業が廃止又は縮小となる場合には、原則、当市の事業についても廃止・縮小とします**。

９　予算調整（査定）について

新発田市予算規則第６条の規定に基づき、財務課長が本方針と照らし合わせて、事業内容及び予算要求額等を確認します。また、国の地方財政計画や各種制度の見直し状況等を勘案しつつ、歳入・歳出要求に基づいた一般財源不足額を把握し、「優先度の視点」、「予算の重点化」及び「事務事業の見直しの視点」を踏まえ、また、「経費分類別の要求基準」を満たしているか等を精査した上で、各事務事業の調整案を作成して、市長に提出します。最終的な予算案は、令和８年１月に実施する市長査定（別途通知）により決定します。

なお、新規事務事業等に係る「提案書」については、予算要求から市長査定までを通じて、予算編成等の過程における意思決定手段として活用を図ることから、十分に内容を精査した上で作成してください。また、予算要求額の訂正を行った場合は、提案書も合わせて訂正する等、予算要求額と「提案書」に記載する当該年度事業費を必ず一致させるよう、留意してください。

１０　その他

予算要求に際し、次に示す取組事項も念頭に置きながら、積算等を行ってください。

（１）脱炭素社会実現への取組について

公用車等の更新や購入が必要と判断する際には、まずは公用車の台数削減について十分検討してください。「６　事務事業の見直しについて」の観点を踏まえつつ、現在の体制・人員を前提に車両台数を維持・更新することなく、車両の処分（売却や廃棄）や他課等への譲渡、あるいは他課等との共用について積極的に検討してください。その上で環境負荷と経費削減とのバランスを考慮しつつ、必要最低限の台数・スペックで予算要求を行ってください。

また、施設の新築・大規模改修の際は、令和３年１１月１６日付け環第１３９７号「市有施設における新築・大規模改修の際の省エネルギー化の基準について」に留意してください。

なお、公用車における電気自動車の導入や充電設備の整備、施設照明等のＬＥＤ化の財源として、これまで脱炭素化推進事業債を活用していました。当該事業債は令和７年度までの時限措置であり、令和８年度以降の対応については、現時点で国から詳細が示されていません。当該事業債の活用を予定している事業については、一旦、当該事業債を活用する前提で歳入・歳出予算の要求を行ってください。実際の予算措置や事業実施の是非については、国から詳細な情報が示された後、予算編成の過程において決定します。

その他の財源については、環境省のホームページに「地域脱炭素の取組に対する関係省庁の主な支援ツール・枠組み」（※）として掲載されていますので、財源確保のため適宜参照してください。

※　環境省ホームページ：https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/supports/

（２）グリーン購入の推進について

（１）同様、環境への影響と経費削減とのバランスを考慮しつつ、可能な限り環境負荷軽減に寄与するグリーン購入適合品（環境物品）を購入してください。

（３）木材利用の促進について

「新発田市公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」（平成２５年５月１７日）に定めるとおり、地球温暖化防止や循環型社会構築などに資することを目的として、市有施設等における新潟県産材を利用した木造化及び木質化等に率先して取り組んでください。

（４）公用車へのドライブレコーダー設置について

運転者の安全意識の向上や事故件数の削減効果、防犯対策の強化の観点から、車両の入替え（購入・リース共）等に合わせて、ドライブレコーダーの設置について積極的に検討してください。

（５）授産品の購入等の推進について

障害者優先調達推進法の規定に従って、公共団体としての責務と経費削減とのバランスに配慮しつつ可能な限りにおいて、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進してください。

（６）デジタルツールの積極的な活用について

当市では、ＫｉｎｔｏｎｅやＡＩ－ＯＣＲ、電子申請システム、ＲＰＡ、ＡＩ会議録システム等のデジタルツールを導入し、デジタル化による業務改善・省力化等を推進しています。国全体で人口減少社会を迎え、働き手の不足が顕著となる中、人海戦術等の従来の仕事のやり方では、適正な業務遂行がますます困難となっていきます。将来的に、市全体として組織をスリム化し、各課等へ配置される職員（※会計年度任用職員を含む。）の数が減っていくことを前提に、既存の業務フローを見直し、デジタルツールを積極的に活用するよう、検討を進めてください。また、システム導入及び更新の検討や人件費の積算に際しては、各デジタルツールの活用についても比較検討してください。